

第20回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月12日(火) 午前9時30分開会
2. 開催場所 南阿蘇村役場 2階 大会議室
3. 出席委員
- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 島田 豊 | 2番 後藤 秀和 | 3番 宇藤 欣喜 | 4番 渡邊 優子 |
| 5番 笠野美津代 | 6番 安達 英二 | 7番 後藤 操 | 8番 岩本 孝之 |
| 9番 古澤 勝康 | 10番 佐藤 久康 | 11番 古澤 博保 | 12番 興呂木和也 |
| 13番 市原きみよ | 14番 村上 豊彦 | 15番 宮崎 明 | 16番 藤原 政信 |
| 17番 長野美千代 | 18番 荒牧 文博 | 19番 大塚 恭徳 | |

欠席委員 なし

4. 議事日程
- | | |
|-------|----------------------|
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 経営基盤強化促進法許可申請について |

5. 事務局職員
- | | |
|------|-------------|
| 事務局長 | 岩下 慎二 |
| 係長 | 後藤 行志、長野 リエ |

6. 会議の概要

発言者	内 容
事務局長	<p>それでは皆様、改めましておはようございます。総会に先立ちましてご報告申し上げます。委員総数19名、本日の出席委員19名で、本日の総会が成立することをご報告申し上げます。本日は、会長の挨拶の前に事務局長も何か挨拶をということでご指示をいただきましたので少しお時間をいただいて事務局長としての挨拶をさせていただきます。いよいよ確定申告が来週から始まるということになりまして、色々準備をされているかと思いますが、近年は夏秋野菜を含めまして非常に南阿蘇にとってはよい成績、まあ畜産も含めてですね非常に良い成績となっておりますけれども、これがずっと続くということではございませんので、是非とも経費についてはしっかりと見直しをしていただいて収入から経費を引いた残りが国民健康保険税であるとか他の税額査定になりますので経費をしっかりと見直しをしていただきますように是非ともお願いをしたいと思います。それと今農業者年金の資料を配ってございますけれども、所得税を払うならば農業者年金の方を払っていただいたほうが税金的には非常に有利かと、私ども元税務課に居りました職員としては思っておりますので、そのような考えで是非すすめていただければというふうに思っておりますのでどうかよろしくお願いいたします。それでは、会長の挨拶の後に総会を始めさせていただきます。では会長、よろしくお願い致します。</p>
会長	<p>おはようございます。まだ時間があると思っていまして1分ほど時間が超過してし</p>

	<p>まいまして申し訳ございません。今日は11時から今山農学博士の第2回土づくり講習会があるという事で、総会が9時半からと言うことでお集まりいただきありがとうございます。また、久木野・長陽の推進委員、農業委員の方々には8時半からという早朝より現地確認お疲れでございました。推進員の方には2月になって初めてと思います、今年も去年同様またご指導、ご協力の程よろしくお願ひします。4月の合同委員会は新たにどういった感じにやっていくか各地区の農業委員・推進委員の支部長さんが居られますので事前にどういった感じにやっていくかという話し合いをして合同会議をやっていきたいと思ひますので色々と諸問題・課題あるかと思ひますがひとつご協力の程よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>では、第20回南阿蘇村農業委員会総会を開催させていただきます。本日の議事録署名委員に4番渡邊優子委員、5番笠野美津代委員を指名します。</p> <p>それでは議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田宇山下 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字譲羽 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 他1筆 計2筆 ■㎡ 所有権移転売買となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字本村 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■㎡ 他4筆 計5筆 ■㎡ 所有権移贈与となっております。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字葛原 ■番 地目台帳現況ともに原野 面積 ■㎡ 賃借権設定となっております。</p> <p>以上4件ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。朗読が終わりましたので、地元委員の説明をお願いします。</p>
8番	<p>議案第1号1番について、8番の岩本が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人は、■の■でございます、場所は■と■の間の道を■m程上ったところの三叉路の出入り口のところで、車の出入りをする場所が少々狭いために今回申請をされております。所有権移転売買となっておりますのでご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
10番	<p>議案第1号2番について、10番の佐藤が説明致します。譲受人、譲渡人は議案書記載のとおりでございます。譲受人は現在■を大々的にされておまして、規模拡大を目指しておられます。その為農地を探しておられましたが、今回譲渡人との間で合意ができてまして所有権移転売買の申請があがっております。譲受人は後継者も■人、今度■人になられる予定でございますので何等问题はないと思われまふ。ご審議方よろしくお願ひ致します。</p>

<p>19番</p> <p>15番</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第1号3番について、19番の大塚がご説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。双方は親子関係にあり何等問題はないものと思われま。場所は■■■■■を西の方へ■■■■■方面へ行きますと、■■■■■の■■■■■が交差する場所がありますので大体そのあたりに点在しております。所有権移転贈与となっております。ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>第1号の4番を、15番の宮崎がご説明致します。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。今回譲受人が■■■■■施設を増設することになりまして、譲渡人との間で話し合いが成立致しました。所在地は■■■■■の■■■■■よりも南側にある■■■■■の隣接地にあります。地目は一部原野であります、農振地になっておりますので今回申請されましたのでご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、異議がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第1号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>17番</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p> <p>朗読いたします。議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について 番号1：申請人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字長野字尾田 ■■■■番 ■■■■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■■■■㎡ 転用目的住宅建設となっております。 以上1件、ご審議方よろしくお願い致します。</p> <p>ありがとうございます。では地元委員の説明をお願いします。</p> <p>議案第2号1番につきまして17番の長野が説明致します。申請人は地震後仮設に住まわれており、地震後の水害で住宅が流されました。個人所有である別地に再建されることになりました。転用目的住宅建設です。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	全員賛成と認め、議案第2号は原案どおり可決します。
議長	<p>続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>朗読いたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について</p>
	<p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字宇土の口 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的農業用倉庫 転用所有権移転無償となっております。</p>
	<p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陰字上尾崩 ■■■番 ■■■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■■■㎡ 転用目的駐車場及び倉庫 転用所有権移転有償となっております。</p>
	<p>以上2件、ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	ありがとうございます。地元委員の説明をお願いします。
10番	<p>議案第3号1番について10番の佐藤が説明します。譲渡人、譲受人、申請土地の状況は議案書記載のとおりでございます。譲渡人と譲受人は親子関係であります。先の地震で農業用倉庫が全壊いたしました。その為に今度、転用の所有権移転無償で申請があがっています。ほんの少し農地にかかっていますのでご審議方よろしくお願ひ致します。</p>
9番	<p>番号2につきまして9番の古澤がご説明申し上げます。譲渡人、譲受人は記載のとおりでございます。譲受人の方は以前平成27年度に社宅として申請が上がっておりましてたけれども、会社の都合がございましてどうもできないということで、譲受人の方が隣接地でございます。友人でもございました関係で駐車場と倉庫を、この方も■■■■でございまして来客のお客が多いということで、この度駐車場及び倉庫建設ということで上がっております。転用所有権移転有償でございます。場所につきましては、■■■■■■■■■■、■■■■から■■■■へ向かいますと■■■■がございまして。それから右、南の方に■■■■m程上ったところでございます。ご審議の程よろしくお願ひ致します。</p>
議長	<p>ありがとうございます。地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議長	<p>採決に移ります。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、意義がない方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長	全員賛成と認め、議案第3号は原案どおり可決します。

議長	<p>続きまして議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について番号1番から7番までの新規案件について個別に審議し、同じく新規で番号24番から48番について一括で審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>はい朗読いたします。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について</p> <p>番号1：譲渡人、譲受人（議案書）記載のとおりです。申請土地の状況 大字両併字鶴 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号2：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字白川字西原 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外2筆計3筆 ■m² 賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号3：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字水入 ■番 ■ 地目台帳現況ともに畑 面積 ■m² 賃借権設定10年です。</p> <p>番号4：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字一関字水入 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 賃借権設定5年となっております。</p> <p>番号5：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字吉田字城前 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外2筆計3筆 ■m² 賃借権設定5年です。</p> <p>番号6：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字立野字法立 ■番 ■ 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外1筆計2筆 ■m² 賃借権設定3年となっております。</p> <p>番号7：譲渡人、譲受人記載のとおりです。申請土地の状況 大字河陽字横田 ■番 地目台帳現況ともに田 面積 ■m² 外1筆計2筆 ■m² 賃借権設定5年です。</p> <p>次とびます。24番になります。24番から48番までが新規案件となっておりますが、こちらの方は割愛させていただきたいと思っております。申請者、譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。譲受人がすべて記載のとおりとなっております、今回農地中間管理機構を通しての賃借権設定の10年を全部しております。面積的には13.5ha全部で84筆となっております。</p> <p>それと48番につきましてはこちら別の案件となっております。中間管理機構に出す案件になっておりますけれども、県の工事の関係で一旦分筆して面積が変わったりしたものですから新たに契約を結ぶ案件となっております。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>朗読が終わりましたので地元委員の説明をお願いします。</p>
7番	<p>議案第4号1番を7番の後藤がご説明申し上げます。小作人の変更です。今まで違う人が作っておられましたが新しく別の方が作られるということで賃借権設定5年です。ご審議よろしく申し上げます。</p>
1番	<p>2番の案件ですが、会長の案件ですので1番の島田が説明します。譲渡人、譲受人は記載のとおりです。昨年まで譲受人は ■が作っておられましたが。圃場が遠いということでやめたいということでしたので、今度新しく譲受人の方が賃借権設定5年で小作の話しがまとまっております。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
4番	<p>議案4号3番4番について4番の渡邊がご説明致します。譲渡人は自身での耕作が厳しいというので、申請地の近隣で耕作されている譲受人に相談されたところ話がまとまり</p>

<p>8 番</p> <p>1 9 番</p> <p>1 4 番</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>まして今回の申請となりました。賃借権設定10年と5年です。ご審議よろしくお願 致します。</p> <p>5番について8番の岩本がご説明致します。譲渡人、譲受人は記載のとおりでござ います。譲渡人は■■■■でなかなか耕作が難しく、譲受人の方に頼られましたところ耕作し てもよいという了解を得ております。賃借権設定5年となっております。ご審議の程よ ろしくお願ひ致します。</p> <p>議案第4号6番について19番の大塚がご説明致します。譲渡人、譲受人は記載のと おりでございます。譲渡人は農業をされておらず、農地を荒らさないようにというこ とで、■■■■で大々的に農業をされている譲受人と協議され、賃借権設定3年で申請を出 されております。ご審議方よろしくお願ひ致します。</p> <p>議案第4号7番について14番の村上が説明致します。譲渡人、譲受人は記載のと おりです。■■■■の方が先月■■■■によって■■■■まして、譲受人の方にそのまま作ってほ しいということで今回新たに申請になっております。賃借権設定5年です。よろしくお 願ひします。</p> <p>24番から47番に関しまして事務局よりご説明申し上げます。こちら新しく法人が 立ち上がる前に、農地中間管理機構に一旦貸し出しまして、そこからまた今度新しく 立ち上がった法人にいくという案件になっております。今回は個人から農地中間管理機 構にいく案件となっております。全部で84筆、面積は13.5ha。賃借料につきましては 全部■■■■円で貸し出しとなっております。場所につきましては■■■■の第■■■■駐在 区の■■■■の■■■■がだいたい終わっているところがメインとなっております。農地中間管理機構を通した10年の契約となっております。ご審議方 よろしくお願ひいたします。</p> <p>ありがとうございます。説明が終わりましたので審議をお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、採決に移ります。議案第4号経営基盤強化促進法許可申請について、異議がな い方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>ありがとうございます。全員賛成と認め、議案第4号は原案どおり可決します。</p>
<p>議長</p>	<p>以上で議案の審議は終了しましたが、3月の総会について決めたいと思います。 3月10日が日曜ですので3月11日月曜日でもいいですか。 では3月11日月曜日に決定します。会場は久木野庁舎で行います。 委員の皆様から何かご意見はございませんか。無いようでしたら事務局から何かあり ますか。</p>

事務局	<p>事務局よりいつものことですが、農業委員会の活動記録簿の提出をお願い致します。それとこの後、農政の山室課長補佐から皆様にご相談というかお願いがあるという事で時間をいただけないかということですので少々お待ちいただいて説明があった後に、土づくり講習会の方に移っていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それと昨年、西原に災害公営住宅ということで農業委員会で審議しましたが、2月15日に落成式となっております。皆様のおかげでどうにか工期内に間に合って建つこととなっております。またその上にも随時建つ予定となっておりますけれども、そちらの方も前回の委員会で審議して、今県の方から許可が下りたところでございます。そちらは10月くらいに完成予定となっておりますので、その時にはまたご報告申し上げたいと思っております。大変ありがとうございました。</p>
山室	<p>おはようございます。農政課の山室と申します。いつも村の農業行政に大変お世話になります。今テーブルの上に封筒をお配りしまして、中を見ていただきますと農業後継者の実態調査のお願いということで文章を入れております。急速な人口減少や高齢化の進行に伴い、中山間地域においては集落における自治機能の低下や農地等の荒廃、景観形成の維持など様々な問題の深刻化が懸念されており、本村としても早急な対応に、対策に着手する必要があります。またこの農業後継者実態調査の実施にあたっては5年後10年後の農地等の維持、農地集積とまた人農地プラン、それぞれの地域にあるかと思いますが、その対応が求められることから各地域の後継者の実態を十分に把握した上で進めていくことが重要となります。そこで実態を把握し地域の特性や可能性などを整理し、今後具体策の検討の基礎的な資料とするため農業後継者実態調査を実施して参りたいと考えております。調査につきましては、今年の4月1日現在で満50歳未満の後継者の記入ということで考えております。記入用紙につきましては二枚目の方につけております。農業後継者実態調査票ということで一番上に記入例を書いております。南阿蘇太郎・世帯主名、南阿蘇一郎・50歳未満を記入ということで、年齢等が不明な点については一応書いていただくと我々の方で生年月日、年齢等を調べたいと思っております。農業従事年数につきましてはできるだけ把握していただきご記入をお願いしたいと思っております。提出期限につきましては3月開催の農業委員会の開催日までに提出をお願いいたします。農地利用最適化推進委員さんにつきましては、3月は出席がないと思っておりますので、同封しております返信用封筒で私宛に返信をしていただければと思います。簡単ですが私の方は以上でございます。</p> <p>この後11時から第二回の土づくり講習会というのが、またこちらで一旦説明をしまして、その後庁舎のすぐ前にあります農地で実際土を見ながら研修をしていきたいと思っておりますので農業委員さん、または最適化推進委員さんにつきましては連続で大変申し訳ございませんけれども正午までよろしく願いしたいと思っております。</p>
4番	<p>50歳未満の方なのですが、夫婦でされている場合、申告は旦那さんの名前でされていて奥さんの名前は出ていないけど農業は経営されているという場合は、奥さんの名前も書いていいですか。</p>
山室	<p>書いていいです。私の方で旦那さんの方で申告している奥さんの場合は、専従者給与を渡している場合が多いと思っております。そちらの方は私が税務課の方で把握していきたいと思っておりますので、もし夫婦でされている後継者がいらっしゃる場合は、わからないとき</p>

	は書いていただければ私の方で確認したいと思います。
4 番	書いていた方がよいということですね。
山室	はい。書いていただければありがたいです。
1 4 番	いいですか。これは本人に確認をとらないといけないのですか。ただ俺たちが見た目 であの人は百姓してるなどと思って書くのですか。
山室	できましたらこれは実態調査ですので、農家さんに尋ねていただいて実際聞き取りで 書いていただいた方が確実性は上がるかと思えます。
推進委員	これは農業にずっと従事している人で無いとだめですか。 勤めの合間に農業してる人はだめか。
山室	兼業農家ということですかね。できましたら専業で従事されてる方を欠いていただけ ればと思います。
3 番	兼業でも後継者は後継者でしょう。
山室	将来生計を農業でやっていこうという後継者を考えております。
9 番	農業は年数があるでしょう。ここがもうわかりません。
山室	聞き取りで回っていただくか、あとは専従者給与がどこから始まったかというのをこ ちらの方でも調べようかと思っております。
1 4 番	地区外で実際両親は南阿蘇村だけど、本人は違う市町村におられる場合はどうなるの ですか。
山室	違う市町村でいらっしゃって、こちらの方で農業をされてるということですか。
1 4 番	雇用です。
山室	雇用でされている方は名前を書きいただきまして、備考欄の方に住んでいる箇所、 例えば大津町とか熊本市とかそういう感じで記入していただければありがたいです。
1 6 番	専業農家ということでしょう
山室	専業農家になります。実態調査ですので一回できますと農業委員さんも最適化推進委 員さんもこれがバックデータになるかと思えます。便利になると思えますので是非ご協 力の程よろしくお願ひしたいと思います。私からは以上でございます。

議長	一口いいですか。木之内くんがみえたので、第59回の農業コンクール入賞おめでとうございます。親父も有名ですが、息子も有名に一段となるようがんばってください。おめでとうございました。 では何も無いようでございますので、以上をもって第20回の南阿蘇村農業委員会を閉会いたします。
----	---

7. 閉会時刻 10時40分閉会

会議の内容に相違なきことを認めここに署名する。

農業委員会会長

後藤 秀和

議事録署名者

4番 渡邊 優子

5番 笠野 美津代